

- 「科学技術イノベーション創造推進費」(令和4年度:555億円)のうち175億円を医療分野の研究開発関連の調整費として確保。
- 調整費の配分に係る考え方としては、現場の状況・ニーズに対応するため、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)より提案される「理事長裁量型経費」及び推進本部長又は副本部長等が配分対象事業及び配分額案を策定し、機動的な予算配分を目的とする「トップダウン型経費」がある。
- 健康・医療戦略推進本部の決定により、基本的に、毎年度2回配分(春と秋)。

科学技術イノベーション創造推進費

(平成26年度～、内閣府に計上)

555億円

175億円
(AMED) 医療分野

右記の配分方針に基づき、健康・医療戦略推進本部の決定により配分。

100億円
(PRISM)

高い民間研究開発投資誘発効果が見込まれる領域における研究開発をCSTIがイニシアティブを取って推進するため、各府省における取組の加速等に取り組む。

280億円
(SIP)

府省・分野の枠を超えて、基礎研究から出口(実用化・事業化)までの研究開発を一気通貫で推進し、府省連携による分野横断的な研究開発に産学官連携で取り組む。

医療分野の研究開発関連の調整費に関する配分方針

(平成26年6月10日健康・医療戦略推進本部決定)

① 現場の状況・ニーズに対応した予算配分 (理事長裁量型経費)

AMED理事長より提案を受け、理事長と調整の上で配分対象事業及び配分額等の案を策定し、推進本部に諮るもの。

- 年度の途中で研究開発が加速する等の理由により、追加的に研究開発費を配分することが、研究開発の前倒しや研究開発内容の充実等に効果的と判断した事業について配分。
- 健康・医療戦略等の取組を一層推進する観点から、特に優れた課題の採択数の増加や新たな研究課題の公募等が望ましいと判断した事業について配分。

② 推進本部による機動的な予算配分 (トップダウン型経費)

推進本部長又は副本部長等が配分対象事業及び配分額案を策定し、推進本部に諮るもの。

- ある領域において画期的な成果が発見されたこと等により、当該領域へ研究開発費を充当することが医療分野の研究開発の促進に大きな効果が見込まれる場合等に配分。
- 感染症の流行等の突発事由により、可及的速やかに研究開発に着手する必要が生じた場合に配分。

平成26年度以降の調整費配分実績推移

(億円)

